

資料 1

○刑法（明治 44 年法律第 45 号）〔抜粋〕

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第178条の2 2人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

第179条 第176条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（親告罪）

第180条 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

（強制わいせつ等致死傷）

第181条 第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 第177条若しくは第178条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は5年以上の懲役に処する。

3 第178条の2の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

（強盗強姦及び同致死）

第241条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

（未遂罪）

第243条 第235条から第236条まで及び第238条から第241条までの罪の未遂は、罰する。

○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）〔抜粋〕

第157条の4 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

- 一 刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第226条の2第3項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第227条第1項（第225条又は第226条の2第3項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第241条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
 - 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第9号に係る同法第60条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪の被害者
 - 三 前2号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。
- 3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第235条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から6箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

- 一 刑法第176条から第178条まで、第225条若しくは第227条第1項（第225条の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴
 - 二 略
- 2 略

第290条の2 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当

と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

- 一 刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第226条の2第3項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第227条第1項（第225条又は第226条の2第3項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第241条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件
 - 二 児童福祉法第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第9号に係る同法第60条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪に係る事件
 - 三 前2号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件
- 2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判所は、第1項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 4 裁判所は、第1項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、第312条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第1項第1号若しくは第2号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第3号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至ったときは、決定で、第1項又は前項の決定を取り消さなければならない。

〔強姦罪における被疑者と被害者との関係〕

被害者	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
強姦	1634	1334	1511	1368	1431	1495	1345	1373	1379	1281	1216	1068
面識なし	1247	941	996	912	921	974	825	854	849	762	686	621
面識あり	387	393	515	456	510	521	520	519	530	519	530	447
（全体との割合）	23.7%	29.5%	34.1%	33.3%	35.6%	34.8%	38.7%	37.8%	38.4%	40.5%	43.6%	41.9%
家族・親族	10	20	34	21	31	29	46	45	45	51	54	49
うち配偶者	－	1	7	3	2	3	7	5	4	1	6	2
知人・友人	182	197	254	217	263	264	244	245	261	268	267	236
職場関係者	40	42	44	49	52	46	56	62	68	55	72	55

〔強制わいせつ罪における被疑者と被害者との関係〕

被害者	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
強制わいせつ	3419	3304	3484	3802	3269	3751	3496	3683	3646	3387	3376	3396
面識なし	2973	2952	2949	3263	2705	3161	2820	3003	2846	2646	2581	2632
面識あり	446	352	535	539	564	590	676	630	800	741	795	764
（全体との割合）	13.0%	10.7%	15.4%	14.2%	17.3%	15.7%	19.3%	17.1%	21.9%	21.9%	23.5%	22.5%
家族・親族	7	12	18	20	22	20	35	30	39	49	47	49
うち配偶者	－	1	－	1	－	1	3	－	1	1	2	－
知人・友人	119	117	159	195	190	215	199	234	276	272	281	279
職場関係者	44	48	87	85	91	106	140	126	144	147	164	166

※ 配偶者には内縁を含む。警察庁の統計（H10～H21）に基づき法務省刑事局において作成。

〔強姦罪〕			不起訴			
	総数	起訴〔起訴率〕	計	起訴猶予	嫌疑不十分(割合)	告訴取消等(割合)
H8	966	513〔53.1%〕	278	59	73(26.3%)	131(47.1%)
H9	1,204	565〔46.9%〕	314	78	85(27.1%)	136(43.3%)
H10	1,193	621〔52.1%〕	265	82	54(20.4%)	123(46.4%)
H11	1,129	508〔45.0%〕	303	71	85(28.1%)	141(46.5%)
H12	1,404	727〔51.8%〕	400	75	117(29.3%)	189(47.3%)
H13	1,210	619〔51.2%〕	374	64	130(34.8%)	165(44.1%)
H14	1,437	776〔54.0%〕	437	61	170(38.9%)	183(41.9%)
H15	1,442	770〔53.4%〕	455	83	167(36.7%)	183(40.2%)
H16	1,284	685〔53.3%〕	427	42	177(41.5%)	185(43.3%)
H17	1,162	645〔55.5%〕	410	27	193(47.1%)	164(40.0%)
H18	1,148	615〔53.6%〕	444	27	172(38.7%)	195(43.9%)
H19	1,181	571〔48.3%〕	535	11	262(49.0%)	190(35.5%)
H20	1,148	524〔45.6%〕	534	12	280(52.4%)	196(36.7%)
H21	1,020	434〔42.5%〕	518	8	272(52.5%)	205(39.6%)
H22	951	414〔43.5%〕	466	7	243(52.1%)	165(35.4%)

〔強制わいせつ罪〕			不起訴			
	総数	起訴〔起訴率〕	計	起訴猶予	嫌疑不十分(割合)	告訴取消等(割合)
H8	1,506	545〔36.2%〕	594	74	24(4.0%)	491(82.7%)
H9	1,769	685〔38.7%〕	655	83	24(3.7%)	539(82.3%)
H10	1,827	803〔44.0%〕	676	73	37(5.5%)	549(81.2%)
H11	1,922	848〔44.1%〕	693	70	53(7.6%)	559(80.7%)
H12	2,398	1,148〔47.9%〕	796	80	75(9.4%)	619(77.8%)
H13	2,536	1,195〔47.1%〕	904	92	94(10.4%)	690(76.3%)
H14	2,502	1,253〔50.1%〕	887	92	137(15.4%)	620(69.9%)
H15	2,696	1,308〔48.5%〕	956	76	166(17.4%)	691(72.3%)
H16	2,873	1,466〔51.0%〕	1,024	79	217(21.2%)	677(66.1%)
H17	3,019	1,481〔49.1%〕	1,095	79	248(22.6%)	679(62.0%)
H18	2,947	1,495〔50.7%〕	1,069	81	234(21.9%)	690(64.5%)
H19	2,902	1,412〔48.7%〕	1,090	83	286(26.2%)	669(61.4%)
H20	2,808	1,304〔46.4%〕	1,114	94	263(23.6%)	700(62.8%)
H21	2,747	1,335〔48.6%〕	1,006	64	214(21.3%)	686(68.2%)
H22	2,740	1,329〔48.5%〕	942	70	144(15.3%)	673(71.4%)

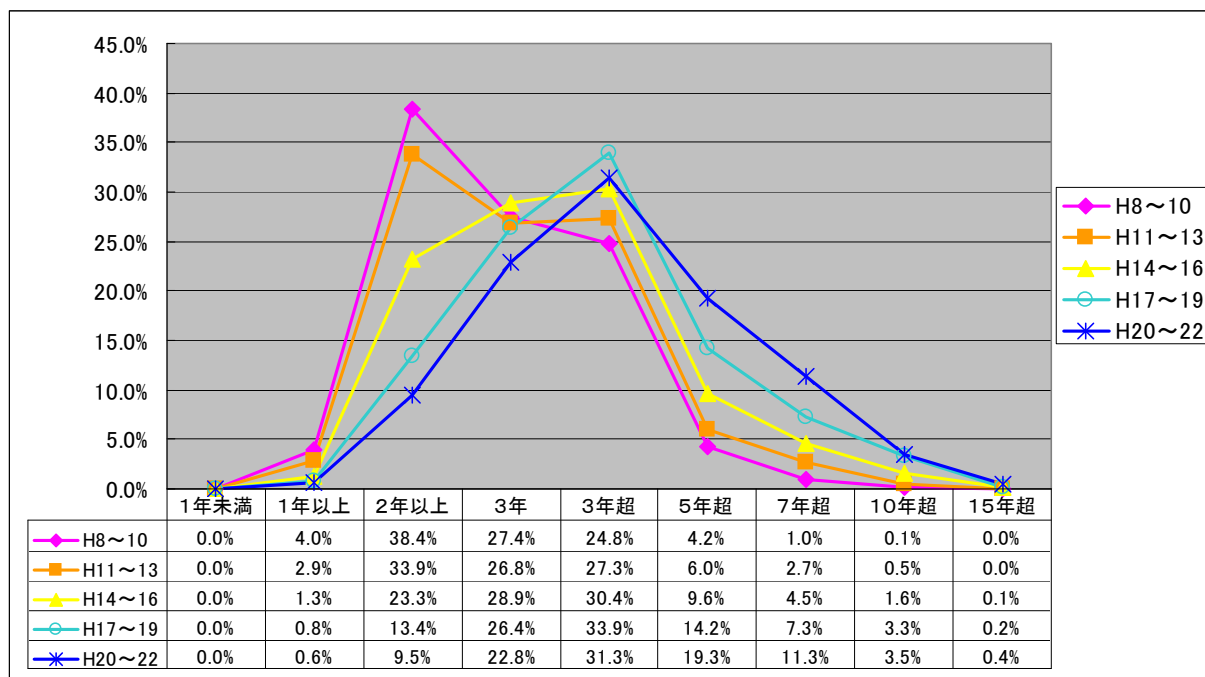
※ (割合) は不起訴に占める割合。検察統計年報による。

〔通常第一審事件の有罪（懲役）人員〕

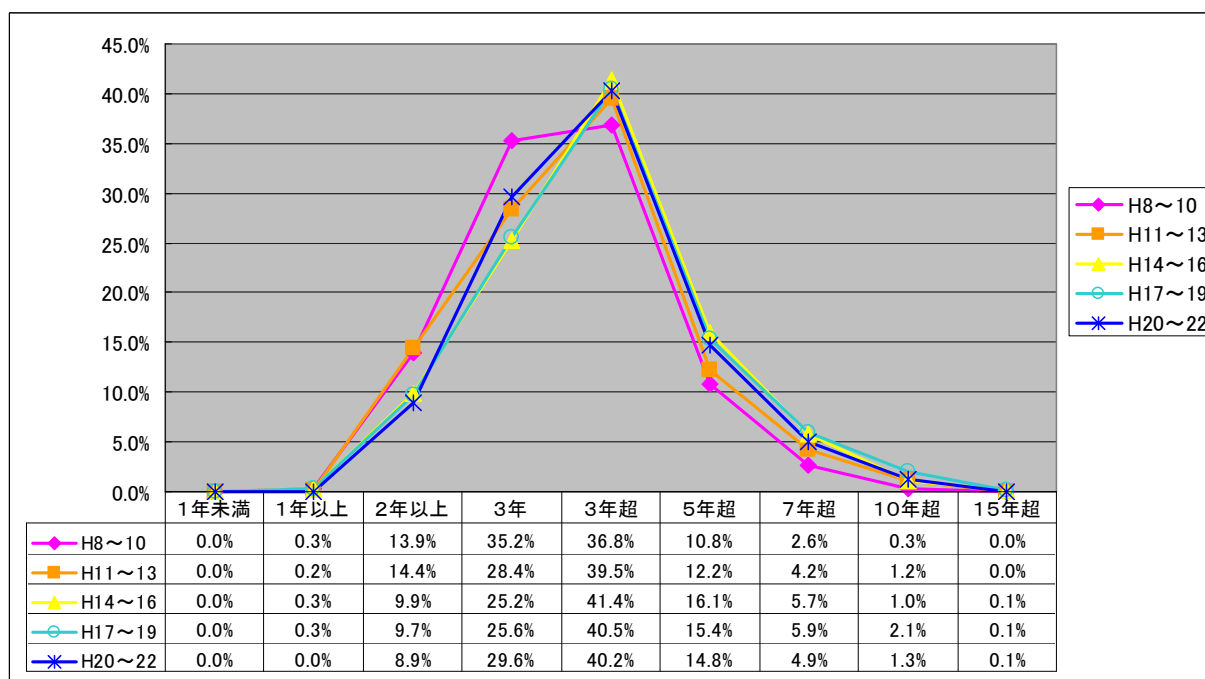
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
強姦	409	424	423	466	491	452	397	390	345	306	266	261
実刑	291	322	304	359	374	346	326	309	272	255	229	222
（実刑率）	71.1%	75.9%	71.9%	77.0%	76.2%	76.5%	82.1%	79.2%	78.8%	83.3%	86.1%	85.1%
執行猶予	118	102	119	107	117	106	71	81	73	51	37	39
強姦致死傷	309	264	293	235	286	257	206	214	186	158	105	85
実刑	231	217	235	192	250	213	180	194	167	149	98	83
（実刑率）	74.8%	82.2%	80.2%	81.7%	87.4%	82.9%	87.4%	90.7%	89.8%	94.3%	93.3%	97.6%
執行猶予	78	47	58	43	36	44	26	20	19	9	7	2
強制わいせつ	559	738	781	883	849	944	983	1008	1016	898	892	897
実刑	173	209	238	244	248	267	308	306	331	307	306	307
（実刑率）	30.9%	28.3%	30.5%	27.6%	29.2%	28.3%	31.3%	30.4%	32.6%	34.2%	34.3%	34.2%
執行猶予	386	529	543	639	601	677	675	702	685	591	586	590
強制わいせつ致死傷	97	130	140	111	129	137	129	120	133	123	73	68
実刑	35	68	69	50	69	70	57	76	72	74	35	45
（実刑率）	36.1%	52.3%	49.3%	45.0%	53.5%	51.1%	44.2%	63.3%	54.1%	60.2%	47.9%	66.2%
執行猶予	62	62	71	61	60	67	72	44	61	49	38	23

※ 最高裁判所の統計（H11～H21）に基づき法務省刑事局において作成。

〔強姦罪（致死傷・集団強姦を含まず。）の量刑の推移〕



〔強盗罪（致死傷を含まず。）の量刑の推移〕



※ 最高裁判所の統計（H11～H21）に基づき法務省刑事局において作成。